

# 忠別川における河道の質的整備に向けた検討ワーキンググループ規約

## (趣旨)

第1条 本規約は、「忠別川における河道の質的整備に向けた検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の審議事項、組織、委員、庶務等に関して必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 本WGは、滞筋の固定化等に伴う局所的な深掘れや河岸侵食リスク等の課題が生じている忠別川において、河道の質的向上に係る効果的な対策の検討を行うことを目的とする。

## (審議事項)

第3条 WGは、以下の事項について検討を行う。

- (1) 氾濫の危険度分析に関する事項
- (2) 対策必要箇所抽出に関する事項
- (3) 対策案の選定に関する事項
- (4) モニタリング計画に関する事項
- (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

## (組織等)

第4条 WGは、第2条の目的を達成するため学識経験を有する者等のうちから旭川開発建設部が委嘱する者をもって組織し、別表-1に示す委員とする。

- 2 委員の任期は、承認日より令和3年3月31日までとする。なお、再任を妨げない。

## (事務局)

第5条 事務局は北海道開発局旭川開発建設部治水課に置く。

- 2 事務局は、WGの運営に関する事務を処理する。

## (運営)

第6条 WGの運営は事務局が行い、WGの招集を行う。

WGの招集が困難な場合は、書面、Web会議等によりおこなうことができるものとする。

- 2 このWGの審議は非公開で行うものとする。
- 3 WGの資料は、ホームページで公開するものとする。ただし、公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。
- 4 WGにおける議事要旨については、WG後速やかに作成し、あらかじめ出席委員に確認の上、ホームページで公開するものとする。
- 5 WGには、参考意見聴取のためオブザーバーを置くことができる。

## (規約の改正)

第7条 本規約の改正は、WGの同意を得てこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はWGに諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年10月7日から施行する。

別表－ 1

「忠別川における河道の質的整備に向けた検討ワーキンググループ」

委員名簿

氏 名	所 属 等
いのうえ たくや 井上 卓也	国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ 寒地河川チーム 主任研究員
いわさき としき 岩崎 理樹	北海道大学大学院 工学研究院 准教授
しみず やすゆき 清水 康行	北海道大学大学院 工学研究院 教授
ふくしま まさき 福島 雅紀	国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長

(五十音順、敬称略)